

悪質商法に 気をつけよう

高齢者をねらって「お布団の無料点検に来ました」と言って家に上がり込んだり、「すぐに工事しないと地震でもきたら大変なことになるよ」などと言って不安をあおり、巧妙な手口で消費者をだます悪質商法が増え、最近では町内でも悪質な訪問販売の被害にあった例が増大しています。悪質商法の被害から身を守るのはあなた自身です。「こんなはずではなかった」と後悔しないために、対処法をしっかりと身につけましょう。

<被害にあわないための心構え>

- 玄関ドアを開けない ▷▷ 「どこの会社？」「ご用件は？」しっかり確かめて！
- はっきりと断る ▷▷▷▷ 中途半端な態度がいちばん危険。勇気を出してはっきりと断る！
- 断っても帰らない ▷▷▷ すぐに身近な人が役場へ電話してください。
- おかしいと思ったら ▷▷▷ 家族や身近な人、役場などに相談しましょう。
- 簡単に契約しない ▷▷▷ その場で契約せず、ひとまず時間をおいてからでも遅くはありません。
- 自分の情報は秘密 ▷▷▷ 見知らぬ人に口座番号や家族構成を伝えない！
- 契約してしまったら ▷▷▷ あきらめずにクーリング・オフを利用する！

相談連絡先
役場消費相談窓口 52- 2115 社会福祉協議会 39- 7711
(企画商工課) (高齢者などの対応)

クーリング・オフとは？
訪問販売など特定の取引について、いったん契約した場合でも、一定期間は消費者が自由に契約を解除することができるものとされた制度です。訪問販売の場合は、業者から契約書面を受領した日を初日として計算して8日間以内であれば、違約金なしで契約を解除することができます。クーリング・オフをするときは、必ず書面（はがき）で行いましょう。書面には、契約日や商品名と、「この契約は解除します」という内容を記載します。通知する場合には、必ず書面のコピーを残したうえで、郵便局の窓口で「配達記録」か「簡易書留」の方法で出しましょう。